

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七尾市長 茶谷 義隆

市町村名 (市町村コード)	七尾市 (17202)
地域名 (地域内農業集落名)	鉦打地区 (北免田、上畠、町屋、鳥越、藤瀬、古江、西谷内、河内、別所)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月5日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は平成21年に「鉦打創生ビジョン」を策定し「一地区一農場化」を目標に平成25年度土地改良事業を導入して工事完了箇所から創設した担い手法人が営農を担ってきた。地形から「一地区一農場化」を断念し先の担い手法人に4認定農業者を創設し土地改良事業区域123haを全部と事業区域外も含め138haを担っている。土地改良事業区域外では6農業者が営農を担っており家族内の継続の意思もあり不作地になることはない。  
・現在、地区内5認定農業者が引き受けている農地面積は、141haあり将来も営農を維持できる。個別農家は6農家でこれも将来とも維持できる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・能登半島地震によって関係人口、世帯数が減ったことから地区の危機感が強まっているが、当地区は平成21年に「鉦打創生ビジョン」を策定し「一地区一農場化」を目標に平成25年度土地改良事業を導入して工事完了箇所から担い手法人が営農を担ってきた。地形から「一地区一農場化」を断念し、担い手法人と4認定農業者が、土地改良事業区域123haの全部と事業区域外も含め138haを担っている。土地改良事業区域外では6農業者が営農を担っており、継続の意思があり、今後も不作地になることはないと考えている。  
・現在、地区内5認定農業者が引き受けている農地面積は、141haあり将来も営農を維持できる。個別農家は6農家あり、今後も営農していく予定である。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	206.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	206.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備した農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落と鉋打ふるさとづくり協議会が中心になって担い手に集積・集約化を進めてきた。今後も同様な手法を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後も地域全体の農地を農地中間管理機構を通して契約し、担い手への経営意向を踏まえたうえで、現体制を維持していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大型区画の土地改良事業は令和5年度面的工事が完了。未換地工区は現在1カ所であるが、令和8年度に完了予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
能登半島地震によって関係人口、世帯数が減ったことから地区の危機感が強まっており、従来から「一地区一農場化」を地域全体で進めてきた経緯もあり、令和4年度からRMO事業に取り組んできた経緯から新時代の地区農業のあり方を鉋打ふるさとづくり協議会の話し合い活動で決めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現認定農家の中には高齢化の課題もあり地区を超えた農業事業サービス事業体創設を関係者認定農家で話し合い低コストの営農を模索していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣害被害対策や次世代の担い手確保のため、ICT活用したスマート農業を目指しており鉋打ふるさとづくり協議会は農村情報通信整備事業の準備会に加入し専門家等と検討中である。
- ・水稲、野菜の有機・特別栽培を可能な限り進めていく。
- ・日本型直接支払交付金を活用し地域で保全管理に務める。